

鳥羽市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について議長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年1月10日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成24年度 定期監査	
監査実施期間	平成24年6月29日～8月10日	
結果区分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
議会事務局	<p>支払遅延について</p> <p>議会だより印刷代や会議録検索システム用データ作成業務委託料等で支払遅延防止法に定める支払期限を過ぎているものが多数見受けられた。昨年度も同様の指摘をし、改善が見られないことから、チェック機能が働く方法を検討し、再発防止策を講じられたい。</p>	<p>事務局全体で、</p> <p>①毎月初めの打合せ時に口頭で確認・指示し、 担当上長が、</p> <p>②物品購入時には報告をさせる</p> <p>③伝票の処理状況を確認する</p> <p>④歳出執行状況一覧表を作成する</p> <p>等に対応し、指導しましたが、昨年度と同様の事態が発生しました。</p> <p>24年度から伝票担当者が変わったことにより、朝礼等での伝票処理の報告、また、トラブル発生時においても遅滞なく報告がされるようになりました。</p>